

文天祥の語りと語られ方

近藤一成

はじめに

状元宰相として宋朝に殉じた文天祥は、後世、多くの人によってその生き方が称賛され、文天祥の存在を宋朝士大夫政策の総決算とみなす考えもあった。先に筆者は、当時の歴史的文脈のなかに文天祥を置くと、どのような評価ができるかを検討し^①、その際、残された課題の一つに文天祥『文集』成立の問題があることを述べた。

文天祥の言動を知る最も基本的な史料は、文集に収録された本人の著作であり、とくに「指南録」「指南後録」「紀年録」「集杜詩」は、南宋徳祐二年（一二七六）正月二十日、臨安郊外の皋亭山に駐屯した伯顔陣営に赴いてから、元至元十九年（一二八二）十二月九日、大都で刑死するまでの言動を詳細に伝える。しかし、これらの著作は通常の環境のなかで書かれたものではない。「是年夏五改元景炎」紀年の後序をもつ「指南録」は、皋亭山から北に連行される途中、

京口で脱出し、通州から海上に出て台州に上陸、その後、陸行して温州から福州福安に至るまでの記録で、その後序は福州で書かれたと推測される。それ以外の、元軍の捕虜となり大都の獄に至るまでの記録「指南後録」や、獄中の執筆である「紀年録」「集杜詩」は、いずれもどのようにして大都の獄中から流出し、最終的に、廬陵で刊行されたと思われる『文集』に収録されたのか、その経緯には不明の点が多い。

小論は、最初に今までの文天祥『文集』版本の研究結果を簡単に紹介し、次に獄中書の成立や流伝について検討する。ただし中国での基礎的研究は、日本では閲覧が困難な版本や族譜などを多用してなされており、小論が考証作業そのものに付け加える余地は殆どない。

一 「文集」版本と流伝

近年の最も詳細な伝記である兪兆鵬・兪暉『文天祥研究』（南宋

史研究叢書 二〇〇八年 人民出版社 以下『研究』と略称)は、第十章第一節 著作流伝において、現存「文集」を二四種、単刊を含めれば六〇点に近い文天祥著作刊本を掲げる。また「文集」版本の系統については、『宋集珍本叢刊』(線装書局二〇〇四) 八八明景泰(一四五〇〜一四五七)刻本『文山先生文集』一七卷 別集六卷 附録三卷に付けられた解題(劉德清執筆)が簡潔にまとめており、以下に摘要する。

…文天祥全集は宋代にあっては未だ刊行されていない。元に入り、初めて孫の文富が編集して五〇巻と為してから刻板が世に伝わった(清同治版『富田文氏族譜』に引く「文氏通譜信國公遺翰」)が、伝本は極めて少なく、また他書に著録も見ない。元貞二年(一二九六)、文天祥の故郷で『文山先生文集』三二巻が刻され、また大徳元年(一二九七)には『後集』七巻が刻されて、これは道體堂本と称される。元の劉堽『隱居通議』巻一二に詳細な記事がある。道體堂本原刻は明清交替期に散佚したが、その跋語九条は後世の刻本によって伝わった。また道體堂本は後世の各種『文山集』の祖本である。『繡谷亭薰習録』の記載によれば、明清両朝では文天祥の忠義氣節が人々の敬慕するところとなり、その詩文の刊本は二〇余種の多きにわたった。また鄧碧清「文山版本考」(『宋代文化研究』第二集)の考証に拠れば、明清の刻本は非常に多いが、その源流を探れば「一つの源と二つの系統」と言えるとする。すなわち諸版は同じく

「道體堂本」を源とし、そこから大きく景泰本と家刻本の二系統に分かれる。景泰本系統は、景泰本、正徳張祥本、嘉靖鄒懋卿本、張元論本、萬曆胡應皋本、崇禎鍾越本、崇禎間張起鵬本等である。家刻本系統は文氏家族の翻刻であり、蓋し文承蔭刻本に端を発し、現存には嘉靖間の無名氏刻本、萬曆二十八年蕭大亨本、萬曆崇禎間無名氏刻本がある。家刻本系統は遍く編集配列の検討が不十分で、校勘が綿密でないという欠陥があり、その価値は景泰系本より低い。清代の版本は多いが、それらはすべて明本の翻刻で、家刻本系統が主流である。その中で、雍正三年の文氏五桂堂刻本の影響が最も強く、何度も翻刻されているが、それらは明代家刻本の誤りをも踏襲している。結局のところ『文山集』の諸版をみれば、その初めから忠義の氣節を表彰することが本旨であり、ずっと文集の編刻と附録の資料の累積に力を注ぎ、遺文の収集や版本の比較は軽視してきた。『文山集』の完善本は今に至るまで無いと言うべきであろう。

この本(景泰本)は韓雍・陳價によって景泰六年に刊行された。前に韓雍、韓陽、錢習禮、李奎の序があり、また道體堂本の二序がある。韓陽などの序によれば、この刻は尹鳳岐が館閣に居たときの鈔本に拠り、轉運使陳價の校勘と編集をへて正本が江西巡撫韓雍に上呈され、遂に刻書され世に伝わったものである。また巻首の道體堂本序後が載せる跋語に拠れば「『文山先生文集』共に二集、前集三二巻、後集七巻、予合して一と爲

し、姑く此れに二序を存す」とあり、則ち道體堂本の前・後集を合わせて『文集』一七巻とした。同時に「遺稿を訪求し、編次して帙を成し」て『別集』六巻とし、また「名公の述する所の傳記・哀挽」を輯め、附録三巻とした（李奎「文山先生別集序」といふ。則ち此の本は道體堂本に拠る重編であり、その増補版である。道體堂の版本は明初に失われ、その本も明清交替の際に散佚した。景泰本は、こうして現存『文山集』の最も早い版本となり、また後世の諸刻本の祖本である。

日本で閲読可能な現行本の中では、明嘉靖三十九年張元論刻『文山先生全集』を底本とし、各種版本で校勘した熊飛等校点の活字本『文天祥全集』（江西人民出版社一九八七年）が最善であろう。小論の『文山集』引用はこれに拠る（以下『全集』と略称）。ただこれは簡体字なので、引用に際しては適宜旧字に変えた。

以上のように現存「文集」の祖本は既に失われた道體堂本であり、道體堂本考察の手がかりは景泰本に収録された二つの序文と、卷三御試策一道から卷二大使司回まで九箇所につけられた「道體堂謹書」と記す長短の按語である。なお後者の按語は、四部叢刊『文山先生全集』を始め、現存「文集」に継承されている。

二 道體堂本について

道體堂本序は以下のような内容である。まず元貞二年（一二九六）

冬至日の紀年をもつ第一の序は

文山は日ごろ数十大冊の「文山隨筆」と「累奉御札」「告身」「草齋先生手澤」を行李に入れ持ち歩いたが、丁丑（一二七七）以後の混乱のなかで「草莽」に託したのちそれらは行方知れずになった。八方手を尽くして回収に努めたが僅かしか入手できず、それら宝祐乙卯三年（一二五五）から咸淳甲戌十年（一二七四）までの詩文を門類に編集し年代別に並べたが、非常に不十分なものである。……科挙の諸答案は昔に（南宋）黄冊が刊行されており、「年譜」「集杜」「指南録」は甲戌以降の著作であるからこの編年には入らない。「吟嘯」と題した文があるが、これは本屋が勝手に名付けた題で適当でない。実際は「指南録」の別集である。そういうことで説明を集の初めにつけ読者に告げる。

とある。ここで注目されることは、第一に文天祥が常時携帯していた原稿・文書についての記述である。当時の官僚は皆な自分の地位を証明する官文書、すなわち告身や勅黄、印紙曆子を持ち歩いていた。⁽³⁾「累奉御札」「告身」は、それらを指す。加えて詩文など十数冊になる「文山隨筆」は、後に「文集」を構成することになる著作である。第二に、編年化されたのは咸淳十年までであり、それ以降の作品はそれの中に入らないとの記述である。これは景泰本の巻一の詩から卷一七の樂府、上梁文、公牘、文判までに相当し、別集巻一の「指南録」以下、卷六「紀年録」まではそれ以外ということにな

る。第三は、この文天祥携行の行李が、一二七七年、恐らく元軍の攻勢が厳しくなった八月以降、失われたという指摘である。当時の文天祥の動きみると、この年の前半は江西各地で蜂起した義軍に呼応して贛州会昌県を回復し、さらに北上、零都県で元軍を破り、興国県に入った。だが勢いはここまでで贛州と吉州の城攻めが失敗すると一旦吉州東北の永豊県まで移動し、そこから南下する元軍の大軍に追われながら吉州と贛州境界近くの空坑に至ったときには、文天祥側の軍は潰滅状態であった。離散した妻子は元軍に捕らえられ部下の犠牲と周囲の機転により文天祥は身一つで落ち延びた。行李を「草莽に託した」のは、このときであろう。現在の地図で空坑村を確認すると、実は文天祥の故地である吉安市富田鎮とは直線距離にすると東に四〇キロも離れていない。その間には幾つもの山があるから単純な比較はできないが、廬陵県城と富田が約五〇キロであるから、道體堂本編者にとり、文天祥手稿は遙か彼方の地で行方不明になったわけではなかったということである。

次に大徳元年丁酉（一二九七）中秋日の序は

「文山先生文集」はすでに美本として刊行されたが、（天祥の詩文で）散佚したものはなお多い。それでも手元に珍藏している者から問々出ることがある。今、新たに入手したものを前と同様に編類し『後集』とし、さらに収集に努め増補している。⁴

という。前集から一年もたたずして後集の刊行に至ったのである。

景泰本は二つの道體堂版『文山先生文集』序を採録した後に二字

下げて、「文山先生文集共二集。前集三十二卷、後集七卷、子（予）合而爲一、姑存二序于此」と記し、さらに双行注の形で「以上、俱舊集所載」と付け加える。この双行注がなければ、景泰本が初めて道體堂本前後集を一書に合刻して刊行したと素直に理解できるのだが、「舊集」は何を指すのか、また「俱」は道體堂序と「合而爲一」という注記の二つを意味するのであろうが、景泰本以前の刊本の情報は、事実が確認できない文富編五十巻本を除けば、ない。

前節の景泰本解説にいう韓陽の序には、「文山集」写本について二つの記述がある。一つは父韓経の蔵書にあった祖父の手写本二帙で、これは不完全本であつたらしく、また二度目の火災で灰燼に帰した。ちなみに韓経は紹興の人で韓琦の十二世の孫という。もう一本が景泰本の底本になった翰林侍讀尹鳳岐の写本で、館閣在任中に（館蔵の）完本を書写したという。按察副使陳价が吉州で尹鳳岐から借りて刻したのだが、この写本が道體本前後集を合せて書写していたのであれば、写本がその舊集ということになり双行注は矛盾なく理解できる。ただしこれは単なる憶測に過ぎず、その可能性は低い。

道體堂という名称について、『四庫全書総目提要』『文山集』二一巻は、「文天祥に文山道體堂観大水記があり、そこには、文山門から入り障東橋を過ぎると道體堂である云々と称しているから、この堂はその里中（村）の名勝である。そこでその郷の人は（道體堂を）刊行の地としたのである」と記す。⁵ 号の由来である文山は、咸淳七

年（一二七一）に天祥が新たに家を建てた地であり「廬陵南百里」に位置した。四十三歳で引退してその山水を楽しむ生活を送ろうと計画した地であったが、後に「江上有変」（襄陽の危機、モンゴル軍南下）を聞き、工事は中断、ただ廳堂のみが建てられて終わったという。⁶以上から、文天祥由来の道體堂が「文山先生文集」の刊行元の呼称として使われたことは分かるが、具体的にどのような人物が関係していたのかの記載がなく、また従来の研究でも指摘はない。これについて以下少し推測してみたい。

先に文集中には「道體堂謹書」の按語が九箇所あると述べたが、その最初の卷三御試策一道には、殿試を受験したときの文天祥について、河魚の食あたりに苦しみながら宮廷内会場に臨んだ姿を短い文章で活写している。これが創作話でないなら、身近にいた人物でなければ書き得ない内容である。一方、同卷己未上皇帝書は、父の喪が明けて初めて出仕した年の上奏文につけられた注で、状元及第者への恩典を得るための門謝をめぐる経緯を記す。⁷最終的に恩典を得て秘書正字に任ぜられるのであるが、文中に秘書正字の誥辞の一部が引用されている。これは道體堂が、行方不明であった文天祥携行の行李に収められていた「累奉御札」「告身」などの官文書をも回収したことを意味しよう。また秘書正字を授与される経緯を身近にあつて目睹した人物は弟の文璧であった。前稿で述べたとおり、兄文祥と宝祐四年の殿試に臨んだ璧は、父の看病のために受験を断念、進士登第はならなかった。そこで喪明けの開慶元年に兄とも

に上京し、兄は門謝を願う活動を、弟は殿試の受験に向かい、首尾よく進士を獲得したのであった。

要するに小論は、道體堂本には文璧の影が色濃く見えると言いたいのである。後述のように辛未（至元十八年一二八一）の夏、前年より大都に滞在した文璧は、獄中の兄から託された著作とともに南帰するにあたり、墓所の位置や形、墓誌銘を鄧光薦に依頼することなどを認めた遺書を受け取った。⁸その文璧の死は、大徳二年（一二九八）十一月二十一日、後集刊行の翌年である。劉岳申の文璧墓誌銘は、「又た丞相の遺文を求め、而して之れを梓に傳う」と記すので（『申齋集』卷一三三）、璧が道體堂本刊行を主導したことはほぼ確かと思われる。文璧の周りにはかれが元朝に仕えたことを理解する人士は多かつたが、さすがに大義に殉じた兄の文集を自分の名前で編纂・刊行することは躊躇されたのであろう。

では徳祐以降の著作についてはどうであったのか。『四庫提要』は、「江西副使陳价、廬陵處士張祥、先後之れを刻し、附するに指南録一卷、後録二卷を以つてす。則ち徳祐丙子、天祥、使を奉じ元營に入りて自り、問道浮海、師を閩粵に誓しめ、燕邸に羈留せられ、患難中に手自から編定せる者なり。吟嘯集は則ち當時書肆の刊行する所、指南録と頗る相復出す。紀年録一卷、亦た天祥、在獄時の自述する所、後に又た復た衆説を集め、以つて之れを益す。惟だ集杜詩のみ、世久しく単行せるを以つて、未だ收入を経ず」と記す。最後の集杜詩については、陳价景泰本の別集卷五は集杜詩であり、『四

『提要』の記述が張祥刻本のみならず、既に鄧碧清『《文山集》版本考』、『宋代文化研究』第二集（一九九二）が指摘するところである。道體本に指南録以下が未収であったことは、『提要』が述べる通りであろう。節を改めて獄中書について検討する。

三 獄中書の南伝

「指南録」「指南後録」「吟嘯集」「集杜詩」「紀年録」が、どのようにならば執筆され、我々が今、それらを読むことができるまでにどのような経緯があったのかの検証が、本節の課題である。まず獄中書についての、次の記事を検討する。

「紀年録」（『全集』卷一七）辛巳（至元十八年一二八二）の注に

正月元日、公爲書付男陞。公在縲絏中、放意文墨、北人争傳之。

公手編其詩、盡辛巳歲爲五卷。自譜其平生行事一卷。集杜甫五

言句爲絶句二百首、且爲之叙。其詩自五羊至金陵爲一卷、自吳

門歸臨安、走淮至閩詩三卷、號指南録、以付弟璧歸。：

とある。養子の陞宛てに書簡を認めたという記事に続け、獄中の詩文を北人が争って伝えたこと、南帰する壁にそれらの著作を託したことを記す。その内容については、辛巳の年までの詩を自ら編集して五巻としたとある。稲垣裕史氏は、劉岳申「文丞相傳」の記事も参照して、五巻は「指南後録」のこととする。⁹⁾ ちなみに現行本「指南後録」は、管見の限り卷一（上・下）から卷三までの三巻構成で

ある。この五巻を「指南後録」とすると、その後の「五羊自より金陵に至るを一巻と爲す」が「指南後録」の卷一（『全集』は卷一下）であるから記述が重複することになる。ただ文天祥が「指南録」後の詩文のうち「過零丁洋」以下、惠州にある「後録本」を合わせ一巻としたことは、庚辰正月二十日の紀年をもつ自注で述べられており（「後録」卷一末尾）、また「後録」の内容は時期や版本によっても異同があり、この記事と現行本との細かな対応関係を見つければ、これは難しい。次の「平生の行事」一巻が「紀年録」であることは確かであるから、その「文」に対して「集杜甫」二百首一巻、「指南後録」一巻、「指南録」三巻をまとめて、全「詩」五巻と記したと考えられなくもない。しかし、壁が南帰する辛巳夏には「後録」巻二が既に存在しているので、「後録」を一巻のみとするのも不自然である。この箇所の記載については後考を待ちたい。いずれにしても、獄中書がすべてではないにしても、刑死の前年に壁の南帰とともに南伝したことは確かであろう。

『研究』は「著作流伝」などで、上記以外の獄中書流伝の記録について述べているので引用しておく。まず厳密には獄中書ではないが「指南録」について、文天祥は広州から大都に連行されるときに、先述の現行「指南後録」巻一上にあたる部分を惠州の文壁に残し、同時に不完全な「指南録」も文壁に与えたほか、「手ずから書き写した」「指南録」一冊を鄧光薦と曾宗甫に手渡した」とする（二五二頁、典拠は『武城曾氏十四修族譜』（民国十一年刻本）収録の鄧光

薦「兵部松龍墓誌銘」。また「後録」一卷上が惠州教授謝崔老に送られている(三〇九頁 典拠は光緒六年刻本「指南後録」巻一上虎頭山跋語中の文天祥の言葉。『全集』未収録)。ほかに、龔開「文丞相傳」は、龔開曰くとして、「青原の鄧木之(楡)蔵の文公真筆の「紀年」を見た。皆な小草で首尾が整っている。そこで写本を得て、天祥の生涯を把握し伝を書いた。…」と「紀年録」について紹介している(三二三頁 龔開は淮陰の人。嘉定十五年生、大徳十一年没。

青原は廬陵県東部の青原山近辺。「文丞相傳」は明程敏政『宋遺民録』一〇に収録。『全集』一九附録碑伝)。確かに、この龔開「文丞相傳」を読むと「紀年録」本文の節略であり、また現行「紀年録」に付された注を読んでいる形跡はない(このことは後述)。

さらに獄中書全般について、天祥刑死後、その爪、遺髪と遺文をもつて廬陵に帰った張弘毅についての記述がある(三二二頁)。張弘毅、字は毅甫、千載心または千載。文天祥の友で天祥の北行に従い大都に向かう。天祥が元朝の飯を食すを潔しとしなかったため、日々の食事の世話をしたという。「集杜詩」自序に壬午(至元十九年一二八二)正月元日の天祥の自注があり、「是れ前年に作る。自ら流落の餘生を意おもわず、今に至るも死するを得ざるなり。斯文、固より存す、天、將に誰にか屬せん。嗚呼、千載心に非ざれば、以つて此れを語るに足らず」という。後世の史料には張弘毅の字を、「千載」とするものもあるが、『全集』二拜羅氏百歳母之明日、主人舉酒、客張千載心賦詩。某喜、賛不自已、見之趣韻と題する詩がある

文天祥の語りと語られ方

ことからすれば「千載心」であろう。張弘毅が爪や遺髪を持ち帰ったという記述は、宋史本伝を始め、初期の文天祥伝には見られない。例えば劉岳申「文丞相傳」は、「嘗て抜き取った爪齒や髪を弟壁に寄せ、元朝の飯は一食も口にしなかった」と記し、張弘毅の名は出てこない。「紀年録」の諸注にもこの話は書かれていない。しかし同時代人の、王炎午は「吉水の張千載弘毅、燕山自り丞相の髪と齒を持つて帰る。丞相既に死を得たり。嗚呼」(『吾汶藁』四 『全集』二〇附録二哀挽詩文)として文天祥の祭文を書いている。この祭文が特別の意味をもつことは後述する。この逸話を後代に広めたのは陶宗儀(延祐三年一三一六生)『輟耕録』五隆友道である。さらに遺髪などに加えて「集杜詩」など遺文も持ち帰ったとし、「集杜詩」の天祥自注の「千載心」を張弘毅と指摘したのは、明の楊士奇「書集杜詩前」「題文山集杜句」(程敏政『宋遺民録』七張毅父)である。楊士奇は、廬陵の南隣り吉安府泰和県の人であるから、『輟耕録』以外の史料や伝承を独自に得ていたのかも知れない。

『研究』が「文天祥の生前、その著作は人の収蔵するところとなり、徐々に伝わっていった」(三三三頁)と記すように、先に引用した「紀年録」辛巳の注のほか、壬午の注にも「公、囚われること久しく、翰墨は燕市に満ちた。時に兵馬司の吏士のために前史の忠義伝を講義し、聴く者は皆な感動した。なかでもその長の李指揮や魏千戸は最も傾倒した」とあり、彼らを通じて天祥の文墨が獄外に伝わったことは十分想定できる。

四 「指南録」について

厳密には獄中書とはいえない「指南録」ではあるが、一二二七年に一旦、吉州の空坑で失われ、文天祥の手元には不完全な形でしか残らなかった。その後、獄中でのように手が加えられたか記録はない。しかし文壁に託した書のなかに指南録三巻があったことは先に述べた通りである。これとは別に、他の獄中書と異なる伝わり方をしたことを示す現存本がある。

静嘉堂文庫には、南宋刊元初印とする『新刊指南録』四卷附一卷二冊が収蔵される。陸心源の「皕宋樓」本で、毛晋「汲古閣」旧蔵という（『皕宋樓蔵書志』卷九十一集部）。『静嘉堂文庫宋元版圖録解題篇』（一九九二）に載せる書誌情報には、**版式** 左右雙邊（一〇×一〇）**糹** 有界 每半葉八行 每行一六字 **版心線** 黒口 雙黒魚尾 重疊の字には又を用いる **宋諱** 語、宋朝に涉れば上を空格にする **備考** ○この書、元に入り印行されるに及び、北兵・文天祥の字はみな剔去さる ○本書は史部に排列されているが、四庫全書及び他の諸目録には集部別集類に分類されている ○蔵書印 竹塲眞賞 毛晋 毛氏小晋 毛晋私印 汲古主人 宋本 汪文琛印 平陽汪氏蔵書印 三十五峰園主人 汪士鐘印 民部尚書郎 鶴安校勘秘籍 歸安陸樹聲蔵書之記 歸安陸樹聲叔桐父印 ○秘籍志卷一〇ノ四五

とある。重疊に「又」の字を使うこと、「賊」字の削除は写真1を参照。自序の「文天祥」の名前も削去されている。墨釘の例は写真2。両項の題目は「紀事」である。墨釘の理由は不明。この葉では「聖旨」の前二箇所が二字空格となっており「虜酋」「大酋」「虜孟」「呂」が削去されている。ただし稀に残存する例もある。

この静嘉堂解題の南宋刊元初印説は陸心源の「當是景炎元年宋未亡時所刻、入元後將版挖空（掘って空にする）耳」との見方を引き継いだものであるが、異なる見解もある。書誌学者の尾崎康氏は「日

本現在宋元版解題 史部（上）」「斯道文庫論集」二七 一九九三）において「字様は元末から明初の風であり、自序の徳祐二年からして、いかに文天祥が尊敬されたにしても、残命数年の南宋で刊刻で

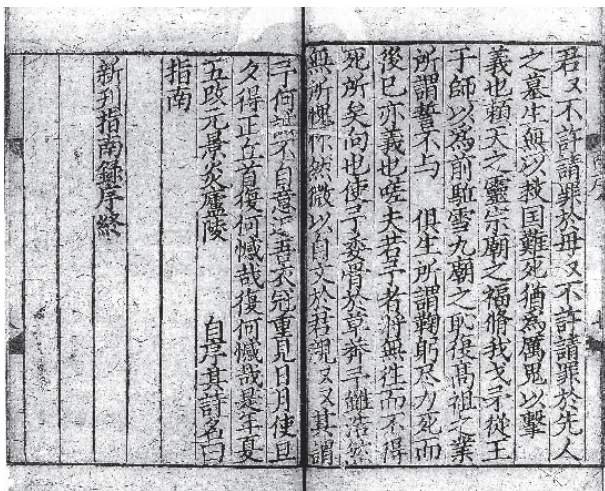


写真1

きたものか、また前記の字句を削除しても元の全盛期に印行が許されたものか。元の衰退期か明初の墨筆の入った本を底本として刊刻したものではないか、というのも推測にすぎないが、ともかくも「元末明初」刊とみる」と述べ、南宋末刊元初印を否定し、元末ないし明初に刊行印刷されたと推定している。多くの宋元刊本を实地調査されてきた尾崎氏の見方であるから尊重されるべきであろう。但しその判断は「字様」という様式論、「感覺的」なものを根拠とする。とすれば、静嘉堂蔵『指南録』の刊行時期を考える上で、南宋から元末明初までの吉州版刻書影を簡単に見ておくことも無駄ではあるまい。

まず、南宋前半になるが、同じ盧陵の周必大文集の家刻本を掲載する。
写真3・1は、
静嘉堂文庫蔵『周益文忠公集』
存七〇巻 韻末
樓本。開禧二年
(一一〇六) 中
秋の序文を持つ。

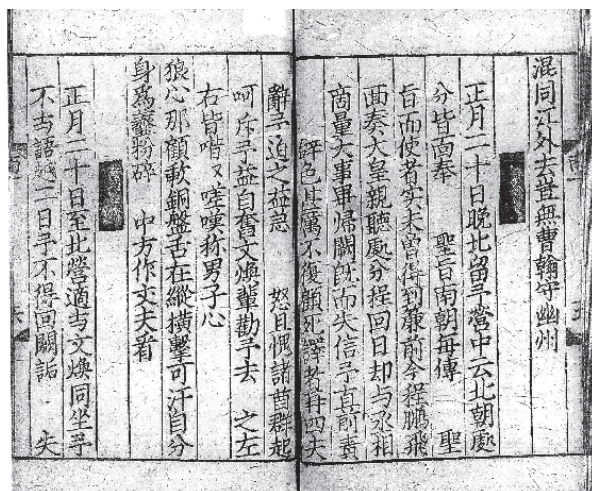


写真2

文天祥の語りと語られ方

3・2は、国家図書館蔵の同集存二巻（書彙）で静嘉堂蔵本と同版『中国版刻図録』（一九八三年復刻 初版一九六〇年北京図書館）は、嘉泰四年（一一〇四）の周必大没後の家刻本とする。刻工名は嘉泰前後の吉州地区の名匠であるとし、同じく家刻本の『歐陽文忠公集』『文苑榮華』と合わせ「盧陵三絶」というべきであると記す。『中国版刻図録』に掲載される、それら二本の書影は以下のようなのである。
4・1について『中国版刻図録』は、慶元二年（一一九六）の周必大家刻『歐陽文忠公集』の原刻吉州本（存一三三卷）とし、この後、南宋の江西地区では行款版式を同じくする翻刻本が作られ、一般には誤って吉州本とされていると指摘する。しかし、歐陽脩研究

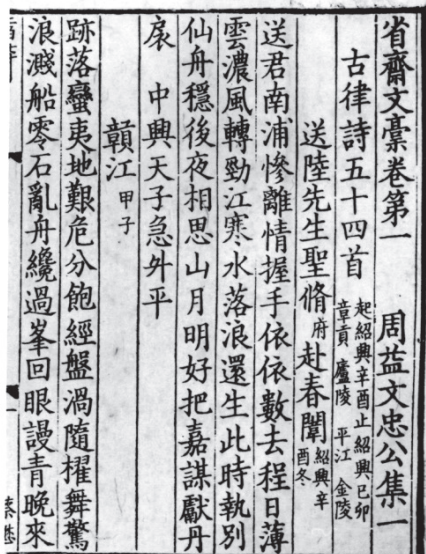


写真3-1

宋版集部

113 周益文忠公集 卷一

111

四五

者の東英壽氏は、日本、中国、台湾現存宋版『歐陽文忠公集』の比較研究によって、4・1は原刻ではなく後の翻刻とする（周必大原刻本『歐陽文忠公集』百五十三卷について）（『中国文学論集』四〇・二〇一）。原刻は、国家図書館が所蔵する南宋刊本一〇点の一つ、存四卷の「鄧邦述跋本」といい、その結論の是非は、東論文の考証を別途検討して判断いただくとし、そこでのもう一つの主張を紹介したい。それは日本では早くから天理大学附属図書館所蔵本『歐陽文忠公集』（存一二七卷）が4・1と同版であり（写真5・1）、それらは慶元二年刊と推定されてきたが、東氏は既に天理本は周必大原刻本ではなく、必大の息子周倫が修訂した版本の系統に属することを論証している（「天理本『歐陽文忠公集』について」『中国文学

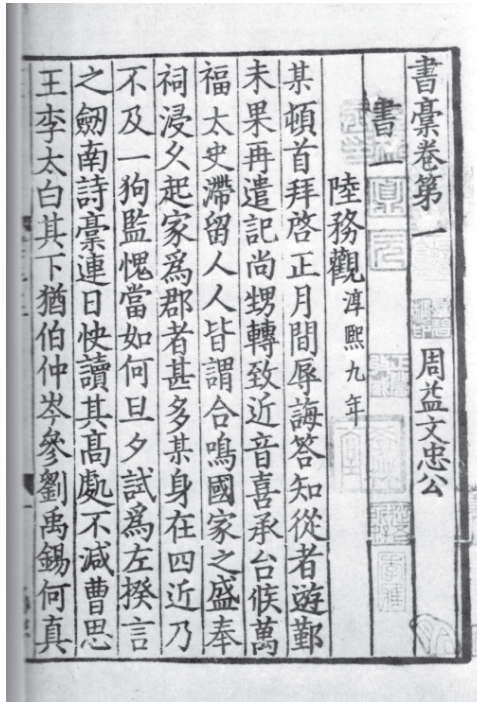


写真 3-2

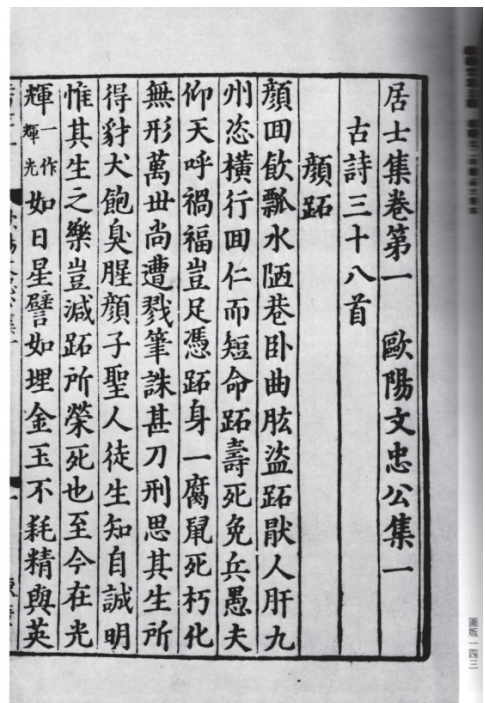


写真 4-1

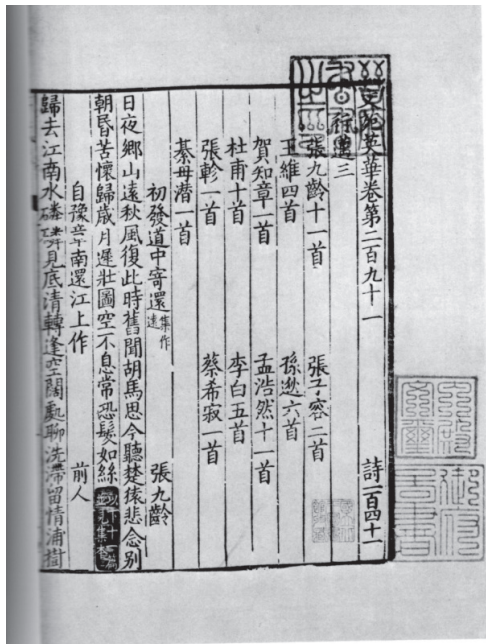


写真 4-2

論集』三〇二〇〇一)。さらに前掲二〇一一年の論文で天理本と

国家図書館本の「居士集」巻一の刻工名を比較して、それらが全く異なることから、両者は同版ではなく覆刻関係にあると述べる。

周必大家刻『歐陽文忠公集』の原刻が、現存する南宋諸刊本のどれに相当するかの結論はひとまず置いて、ここで確認できることは、既に言われていることであるが南宋の孝宗寧宗期に刊行された諸本の刻工名が多く重なり、その刻書の中心の一つに吉州があったことである。周必大家刻本とその度重なる覆刻は吉州刻書の盛行を示す。さらに写真5・2の廬陵本『東坡先生詩』は、元に至るまで刻書の伝統が続いたことを示している(『宋元版刻図釈』学苑出版社 二

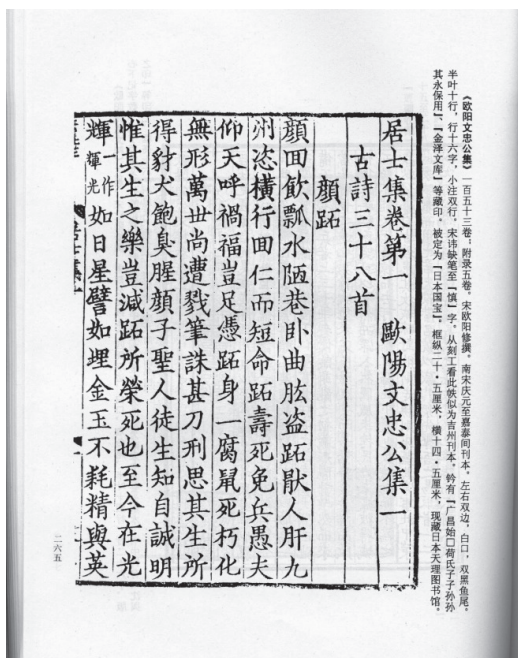


写真 5-1

文天祥の語りと語られ方

〇〇〇)。

『新刊指南録』が何時、何処で刊行されたのか、先に述べたように南宋元初と元末明初の両説があるが、南宋の周必大家刻本に代表される吉州本の伝統をふまえれば、南宋元初説を一概に否定することはできないであろう。以下、もう少し検討を加えてみる。

稲垣裕史「二つの『指南録』自序」(『中国文学報』七九 二〇一〇)は、現存最古のテキストである静嘉堂『新刊指南録』に基づき、巻頭に掲載される序と後序(四部叢刊本『文山先生全集』所収「指南録」は自序と後序)という二つの序文の内容を比較し、その違いから「指南録」の成立過程を論証する。内容のみならず句法や語句

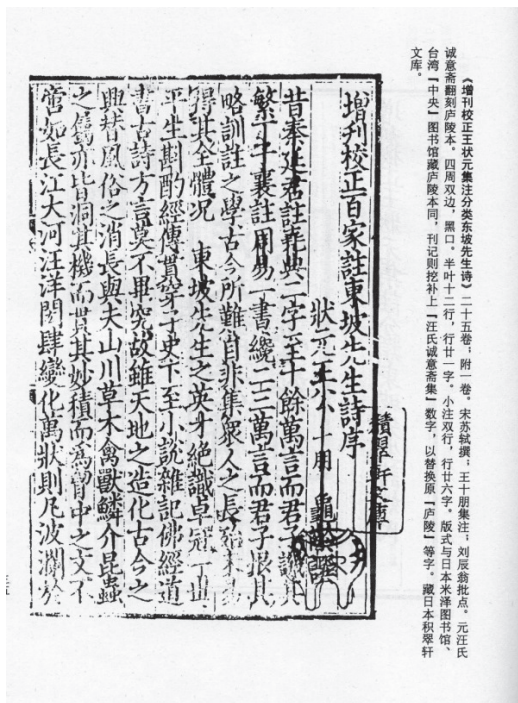


写真 5-2

四七

のレベルまでも同じ箇所が多い両序であるが、仔細に検討するとそこには文天祥が『指南録』編纂にこめた意図の変化が読みとれるという。

そもそも、『指南録』は、著者の同じような序文が二つ冒頭に掲載される体裁自体が異例である。稲垣氏の結論を先に紹介しよう。両序には、それぞれ「徳祐二年（一二七六）閏（三）月日」と「是年夏五（月）改元景炎」の年月を付す。後序の記述から、『指南録』四巻の構成は、巻一が伯顔陣営での交渉まで、巻二が北への連行から京口まで、巻三が京口脱出から通州までで、ここまでの三巻を通州滞在時ないし台州までの洋上でまとめ、第一の自序を書き上げた。死地を脱した安堵感と、二王が永嘉で元帥府を建てたことを聞き二王に合流するという希望が、自序の基本的な気分となっているところ。ところが、洋上および陸行して登極した端宗政権への合流までの詩作を巻四としてまとめた上で作成した後序になると、幾度もの死地からの脱出が、何故自分は今、生きながらえているのかという自問に結びつき、自序とは異なり、主君と親に対する義をまつとつするのために自分は生きながらえてきたのであり、「誓不與賊俱生」「鞠躬盡力、死而後已」と然るべき死を希求する論調に変化したと捉える。

稲垣氏は、自序とはトーンが異なる後序には、北に連行された降伏使節の一員でありながら逃亡してきた文天祥には北のスパイではないかという嫌疑がかけられていた可能性を指摘し、端宗政権から

の冷たい視線に対する弁明の意味合いがあつたのではないかと推測する。実際、京口脱出行で逃げ込んだ真州では北のスパイと疑われて城外に放りだされ、揚州では城門に近づくことさえできなかった。さらに稲垣氏は、そうした背景から、巻四をまとめた段階で、文天祥は先の自序に差し替えて後序を序とする意向であつたのではないかと述べる。報告者は前稿で指摘したように、謝太皇太后らの降伏の意思は徳祐元年十二月には固まっていた、と考える。文天祥が、

伯顔の下に遭わされた翌二年正月二十日は既に投降が決まっております。天祥は投降に邪魔な存在として朝廷から講和使節という肩書で体良く追い出されたといつてもよい。そうであるならば、天祥は何故二王を擁して都から脱出した主戦派と行動を共にしなかつたのであるか。そこにはかれら主戦派内で役割を分担したという形跡は見られず、単純に文天祥が他の主戦派と良好な関係をもっていなかつたから別行動となつたように思える。こうした文天祥の位置は、端宗政権においても変わらず、二王の下での抗戦を望んだ文天祥であるが、結局、政府内では活動できずに二王から離れ、福建・江西への転戦を余儀なくされている。

稲垣氏の、『指南録』は一種の記録文学であり、端宗政権成立後に政府参加を目指した文天祥が、自らの脱出行を弁明する書として、現在「後序」として残る序文を新たに書き起こしたという解釈は、勿論、推測であるがその可能性はあるだろう。但し、それが定稿として最終的にまとめられることはなく、自序と後序は二つとも原稿

のまま残された。さらに『新刊指南録』には附卷之五として、福州から南劍州、汀州に進む道中で詠んだと思われる「和自山」と自注など八つの詩句を収める。これらは通行本である四部叢刊嘉靖本『文山先生全集』、点校『全集』の「指南録」などは巻四に収録されており、『新刊指南録』は文天祥が最後まで所持していた原稿そのままの形で刊行したことを窺わせる。

ではその刊行は何時、どこでなされたのであろうか。残念ながら直接それを示す史料はない。しかしここでも稲垣論文は、この問題を考える上での手がかりとなる指摘をしている。それは『文山先生全集』に附載される王炎午「生祭文丞相」の解釈である。吉州安福の人王炎午（一二五二・一三二四）は咸淳一〇年の太学上舍生、臨安開城のときは父の丁憂で安福に戻っていた。文天祥の起兵を聞くと幕下に駆けつけ従軍を許されたが、父の未葬、老母の病のため再び帰郷、天祥が元軍に捕えられると、「丞相の徳に未だ報いず」として「生祭文丞相」を書き上げた。いうまでもなく祭文は死者を弔う文である。「嗚呼、大丞相死すべし。文章は鄒魯、科甲は郊、祁斯文は不朽、死すべし」から始め、速やかに大義に殉ずべき理由を連綿と書き連ねる。共に事の成り行きを慨嘆していた同郷の建康軍判簽劉應鳳は、これを読むと大いに感激して直ちに数十本を複製し、大都に連行される文天祥の経路の贛州から洪州に先回りして、駅や渡し場、山中の店の壁に貼ってまわった。文天祥がこれを目にして一日も早く自決することを期待したからである。先述のように、張

弘毅がもたらした爪齒や遺髪で文天祥の刑死を確認した王炎午は「望祭文丞相」を執筆、その死を悼んだが、その数倍の長文である「生祭」は広く人口に膾炙して元人からも注目された（王炎午『吾汶藁』掲侯斯序、歐陽玄序）。

稲垣氏は、この王炎午の「生祭文丞相」で繰り返される「可死」の反覆は、『指南録』後序を意識した上での書き方であり、文中の「：華元の踉蹌、子胥の脱走、丞相自ら幾ど死すと叙するは數しかなり。誠に不幸にして則ち國事未だ定らず、臣節未だ明らかならざる有り。今、鞠躬盡瘁は則ち諸葛なり矣。：」を見れば『指南録』を読んだことは明らかである、とする。この指摘が正しければ、景炎二年（一二七七）の戦乱なかで失われた文天祥の著作とは別に、『指南録』の原型を留める、恐らく写本が、景炎元年十一月、汀州に赴いた王炎午によって既に吉州にもたらされていたことになる。そうであれば、『新刊指南録』が吉州刻書の伝統のなかで元初に刊行されるための条件は、十分備わっていたといえる。王炎午は、北宋末から南宋の高宗、孝宗朝にかけて活躍した王庭珪の族孫といわれる¹¹。吉州の士人社会に影響力をもつ家の出身であり、南宋末の過激な政府批判の拠点であった太学の上舍生王炎午の言動は、一方の輿論を代表していた。吉州士人社会の動向は、文天祥のみならず王氏一族への圧力となっていたであろう。

五 結びに代えて―「紀年録」をめぐる

獄中書の一つである「紀年録」は、文天祥の自筆年譜である。「指南録」「指南後録」「集杜詩」との大きな違いは、それらが基本的に詩集であり、文天祥自身の注が各所に付されていることに対し、「紀年録」は同時代史料から収録した各種記事が大量に付けられていることにある。「紀年録」冒頭にまとめて列挙されるそれらを挙げると、「宋禮部侍郎鄧光薦中甫所撰丞相傳附傳」同「海上録」「宋太史氏管發國寶（實）」「至元間經進甲戌（一二七四）、乙亥（一二七五）、丙子（一二七六）、丁丑（一二七七）四年野史」「平慶安刊行伯顔丞相平宋録」で、これらに加え「指南前後録」「杜句詩前後卷」、さらに「先友遺老の話」や「舊事蹟」を採録したとい¹²う。

現行「紀年録」が誰によって、いつ編纂されたのかを明示する資料はない。しかし本文最後の年、壬午（一二八二）の注が、大徳九年（一二〇五）の文天祥歐陽夫人の死と埋葬、至正元年（一二四一）時に河州で養老の日々を送る娘環の消息を伝えて終わるので、最終的に筆が擱かれたのは、天祥の死から六十年経ったころのことと思われる。「先友遺老の話」を聞くには少し時間が経ち過ぎており、注は年月をかけて書き続けられてきたのであろう。

「平宋録」の刊行は、大徳八年（一二〇四）であるから、少なくとも「紀年録」冒頭の出典記事は、それ以降に書き加えられたこと

になる。鄧光薦の「文丞相傳」は「景泰本」附録卷三に「論」と「詩」が収録される以外、管見の限り現存せず、これらの佚文は貴重である。「附傳」は現存各種『文集』に附録として収載される「文丞相督府忠義傳」のことか。「海上録」は次に述べる。「宋太史氏管發國寶」および「野史」は未詳。

戊寅（一二七八）の歳の注に「四月十六日、大行皇帝遺詔に曰く」として、嵐に遭遇、体調を崩し没した景炎帝の遺詔が全文掲載されている。続けて十七日、即位した衛王昺の祥興帝登宝の詔全文がやはり引用されている。以下、二十三日の景炎帝に廟号端宗を贈るまでの一連の儀式の経過が短く記される。これらは他書に見えない記事であり、恐らく「海上録」からの引用であろう。鄧光薦は、崖山の戦いで陸秀夫と同じ船に居た。いよいよ進退窮まり陸秀夫が幼帝昺を背負って入水するとき、二王の記録を鄧光薦に手渡し後世に伝えるよう遺言した。「二王の記録」、それは宰相の「日録」の類であったらう。『宋史』四五―陸秀夫傳は「光薦、其の書を以てて廬陵に還る。大徳の初め、光薦卒し、其の書の存亡従りて知る無し。故に海上の事、世、其の詳を得るなし、云々」と記す。しかし、この「海上録」が、陸秀夫から託された「日録」であるなら、南宋亡命政権が作成した遺詔と登極の詔が伝えられ「紀年録」に収載された理由も理解でき、そのことを『元史』陸秀夫伝の編者は知らなかつたと言ふことになる。

「紀年録」の庚辰、辛巳の本文は、「是歳囚」のみである。最後の

壬午本文には、刑死後、衣服の帯から出てきた文天祥絶筆の叙と賛が記されているが、これは編纂者の手によるものであろう。庚辰は、文璧の入覲を右丞相帖木兒不花が世祖に報告したことが注記される。文天祥の弟という説明に、世祖は「文天祥とは誰か」と問い、博羅が「文丞相」と答え、世祖は「是好人也」と嘆息したという¹³。辛巳は既に紹介した璧への獄中書の委託や自身の墓地、鄧光薦への墓誌銘の依頼などが注記され、壬午は主に鄧伝を引きながら、処刑前後の経緯を詳しく述べ、至元二十年（一二八三）に柩が廬陵に帰ったこと、翌年の埋葬、さらにその後のさまざまな逸話が記され、欧陽夫人、二人の娘柳、環の消息を伝えて終わる。

最後に、題目の「文天祥の語り」と語られ方¹⁴について触れておく。一般論として士大夫の著作集である「文集」の刊行は、本人の言動（語り）を後世に伝える目的があるが、必然的に、それを編纂するという行為のなかに「語られ方」の要素が含まれる。文天祥の場合、一旦散逸した著作の回収・編纂に際して、数は少ないが「道體堂謹書」という形で、編者が直接、解説を加えていること、さらに「紀年録」では注記の分量が多いだけでなく、特に最後の三年間は元朝への仕官を選択した弟璧との繋がりが強調され、そこに独自の「語られ方」が見て取れる。編纂者が置かれた状況の反映と考えてよいであろう。

乾隆三十二年纂修『文氏通譜』、信國公遺翰¹⁵が伝える文富刻五〇卷本『文山集』について、先述の鄧碧清氏は「この刻本は『文氏通

譜』のほか著録がない。ただ代々伝えられた『通譜』の記述だから何らかの根拠はあろう。この本そのものは内容や印刷数、禁忌に触れるなどの要因によって、伝世が甚だ少なく、元代には已に伝わらなくなったのではないか（前掲書一九七頁）と述べている。小論は、可能性の一つとして、景泰本が文富五〇卷本に関係するのではないかといいことを指摘したい。確かに景泰本の四人の序には文富本についての記述はない。しかも李奎の序のみは、「別集」の前に付けられ、景泰本が初めて道體堂本にはなかった「指南録」以下を合冊したようにみえるが、李奎序文にそのことを具体的に述べる箇所もない。逆に、文璧の次男で天祥の養子となった陞の子文富が劉岳申「文丞相傳」を刊行した年は、許有壬の序によれば、元統元年（一三三三）のことであり、「紀年録」注の最後の記事、娘環の消息を記した至正元年（一三四一）の七年前である。富の正確な生没年は分らないが、時期的に齟齬はない。さらに既に述べた景泰本序に付された「文山先生文集共二集。前集三十二卷、後集七卷。予合而一、姑存二序于此（以上俱舊集所載）」の「舊集」を文富本と考えれば、道體本を単純に合わせた三九卷、「指南録」四卷、「指南後録」（巻一が上下なので）四卷、「吟嘯集」一卷、「紀年録」一卷、附伝一卷で五〇巻となり、それを景泰本が現行本の巻数に編集したという推測も可能となる。いずれにしても獄中書の合冊は文富のとさということになる。鄧氏は『富田文氏族譜』に拠って、文富の官歴を至順初の興文署丞から広湖省検校、延平守、嘉議大夫温州路総管と

記している。状況証拠は、その文富本から嘉泰本への可能性を否定してはいない。であれば『文山全集』は、文壁・文富によって文天祥と元朝に仕官した富田文氏との繋がりを確認するかのよう、「語られて」いるといえるのである。

注

- (1) 近藤一成「つまるどころ文天祥は何のために死んだのか?—文天祥研究の課題と展望—」(『早稲田大学大学院文学研究科紀要』五九 二〇一三年三月)。以下、前稿と略称する。
- (2) 先生平日著述、有『文山隨筆』凡數十大冊、常與累奉御札、及告身、及先公太師革齋先生手澤、共載行囊。丁丑歲(一二七四)、猶挾以自隨、一旦委之草莽、可爲太息。今百方搜訪、僅僅有此。因自寶祐乙卯(一二五五)後、至咸淳甲戌(一二七四)止、隨門類略譜其先後、以成此編。雖首尾粗備、而遺佚者衆矣。如詩一門、先生所作甚富、中年選體更多、今諸體所存無幾、而選幾絕響、更可浩嘆。至如場屋舉子之業、自有舊子黃冊板行。又如『年譜』、『集杜』、『指南錄』則甲戌以後之筆。不在此編。其曰『吟嘯』者、乃書肆自爲之名、於義無取、其實則『指南』別集爾。因著其說於集端、以諗觀者云。
- (3) 告身は官の辞令、勅黄は差遣任命書、印紙曆子は官の履歷書。詳しくは包偉民「前言—南宋徐謂禮文書概況及其価値」(『南宋徐謂禮文書』中華書局二〇一二年)、魏峰「宋代印紙書試論—新発見の徐謂禮文書」を例として(『史滴』三五二〇一三)を参照。
- (4) 文山先生文集既繡諸梓矣、然散佚尚多、其爲人所行襲者、問復出焉。今隨所得編類如前爲後集、更當訪求、陸續入集云。
- (5) …世稱道體堂刻本。考天祥有文山道體堂觀大水記、稱自文山門入過障東橋爲道體堂云々、則是堂本其里中名勝、而鄉人以爲刊版之地者也。…

なお「文山觀大水記」は卷九記に収める。

- (6) 「紀年録」辛未、咸淳七年の条。万繩補『文天祥伝』三頁、六〇頁(一九八五 河南人民出版社)。
- (7) 門謝については前稿、一官歴を参照。
- (8) 江西省博物館が、鄧光薦撰「文信國公墓誌銘」拓本を蔵する(『全宋文』卷八二六〇 鄧光薦)
- (9) 稲垣裕史「二つの『指南録』自序」(『中国文学報』七九 二〇一〇)。
- 劉岳申「文丞相傳」は、獄中四年間の作詩は、「指南前録」三卷、「後録」五卷、「集杜」二百首で皆な自序がある、という(『全集』一九 附録一)。
- (10) 「嘗裏所脱爪齒鬚髮寄弟壁。始終未嘗一食官飯」
- (11) 王庭珪については小林義廣「北宋末南宋初吉州の士人における家族と地域社会をめぐる—王庭珪を事例として—」(名古屋大学東洋史研究報)三八二〇一四)を参照。
- (12) 正文乃公獄中手書。附歸全文集注、雜取宋禮部侍郎鄧光薦中甫所撰丞相傳附傳、海上録、宋太史氏管發國寶(實)、至元間經進甲戌、乙亥、丙子、丁丑四年野史、平慶安刊行伯顔丞相平宋録、參之公所著指南前後録、杜句詩前後卷、旁采先友遺老話、舊事蹟、列疏各年下。
- (13) 博羅について、前稿の注(17)で不明と書いたが、ここで訂正をしておきたい。早稲田大学院生吉野正史氏から、博羅については、既に前嶋信次「忽必烈枢密副使博羅考」(『東西文化交流の諸相』一九七一 誠文堂新光社) 初出「和田博士還曆記念東洋史論争」一九五二)に考証があると指摘された。元の世祖朝 本紀九 至元一四年二月丁亥「以大司農・御史大夫・宣徽使兼領侍儀司事孛羅爲樞密副使、兼宣徽使、領侍儀司事」の孛羅が、マルコ・ポーロの事ではないかということが一八六五年フランスのPauthierによって唱えられて以来、議論が続いた。Pauthierはマルコ・ポーロ説を否定し、「この樞密副使孛羅はクビライがイルハン国に遣わし、ラシード・ウツ・デーンが『集史』を編纂した時に、詳細なモンゴル情報を提供したとされるPulad Chingsangのことであり、Puladの蒙古語は

Bolod (字羅)、ペルシア史家がいう Chingsang は元朝中央政府の左右丞相である」とした。後にペリオは一部考えを変えたが、以前からこの問題を検討していた前嶋氏は同様に考え、樞密副使字羅はラシード・ウツ・ディーンが記す Putadaga と同一人物プーラード・チンサーン (Putād Chingsang) であるとして、『元史』など史籍に散見する丞相字羅 (博羅) を考証するなかで「紀年録」の丞相博羅の記事も引用している。

丞相博羅は、ラシードによれば、チンギス汗と家系を同じくするモンゴル・ニルンの一部族 Dögeč (朶魯班、朶里辺) 出身、クビライに仕え、バウルチ (宝児赤、博而赤) のほかチンサーン (宰相) の称号を帯びていたとされ、かの地で没した、とも指摘する。前嶋説は定説となっているようである。吉野氏に謝し、以上のように訂正する。